

# 精神障害者保健福祉手帳制度の概要

## 1. 目的

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図る。

## 2. 対象

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約があるもの。

## 3. 障害等級

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、それぞれ1級、2級、3級の3等級とする。 ※判定基準（別添）

（等級の概要）

- 1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 4. 主な支援策

- ・ 所得税、住民税の障害者控除等の税制上の優遇措置
- ・ 通院医療費の公費負担申請に係る事務手続きの一部簡略化
- ・ 地方公共団体における各種福祉サービス

## 5. 創設年度

平成7年度

## 6. 根拠法律

精神保健福祉法第45条

## 7. 交付者数等の推移

（各年度末現在）

年 度	1 級	2 級	3 級	合 計	伸 率(倍)
平成7年度	8,551	15,408	5,574	29,533	2.38
平成8年度	19,940	37,255	13,000	70,195	1.48
平成9年度	29,219	55,524	19,076	103,819	1.29
平成10年度	37,351	72,687	24,183	134,221	1.21
平成11年度	43,583	90,402	28,966	162,951	1.17
平成12年度	49,531	107,754	33,456	190,741	1.15
平成13年度	53,250	127,847	38,057	219,154	1.17
平成14年度	58,164	151,641	45,833	255,638	

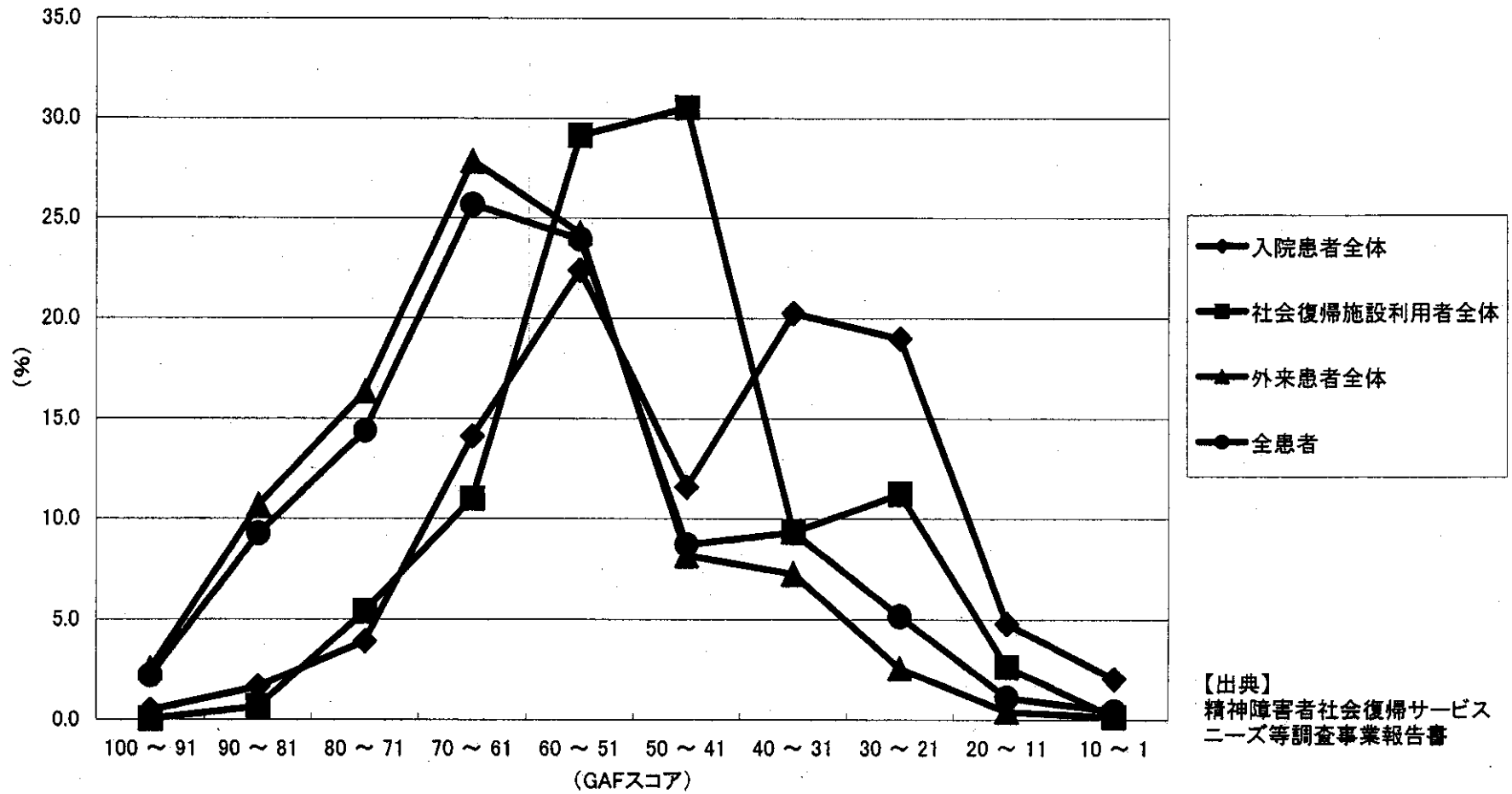
（注）単位は人。更新者を含む。

（厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課調べ）

## 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

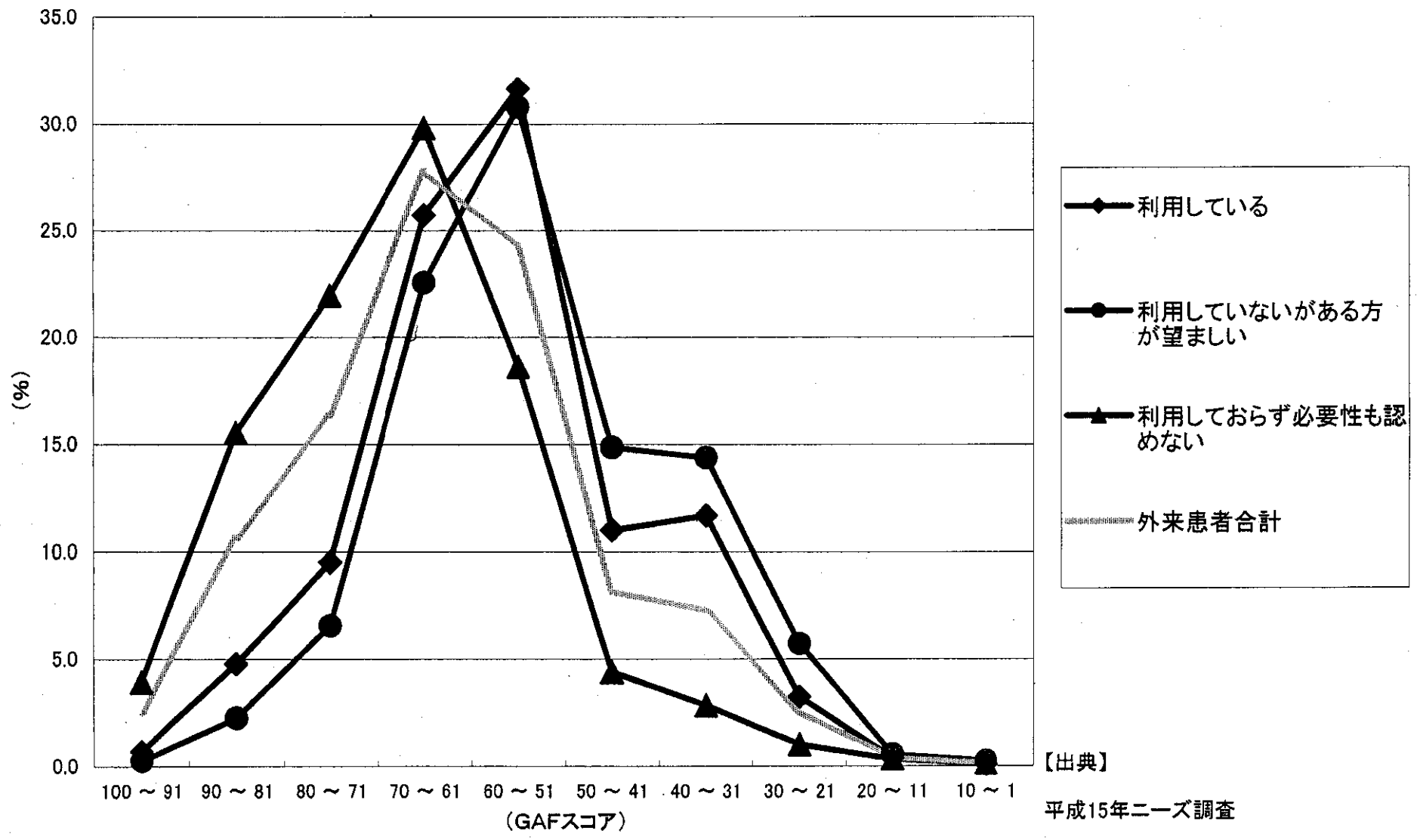
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神分裂病によるものにあつては、高度の残遺 状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験がある もの</li> <li>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>6 器質精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない</li> <li>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない</li> <li>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない</li> <li>5 家族や知人・近隣等の適切な意思伝達ができない 協動的な対人関係を作れない</li> <li>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切な対応ができない</li> <li>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない</li> </ol> <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神分裂病によるものにあつては、残遺状態又は症状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6 器質精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状があるもの</li> <li>7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない</li> <li>3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない</li> <li>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協動的な対人関係づくりは援助なしにはできない</li> <li>6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない</li> <li>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない</li> </ol> <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神分裂病によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、痴呆は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6 器質精神病によるものにあつては、痴呆は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする</li> <li>3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする</li> <li>4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協動的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である</li> <li>6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする</li> <li>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする</li> </ol> <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

# GAFスコア分布



【出典】  
精神障害者社会復帰サービス  
ニーズ等調査事業報告書

# GAFスコア分布(外来)

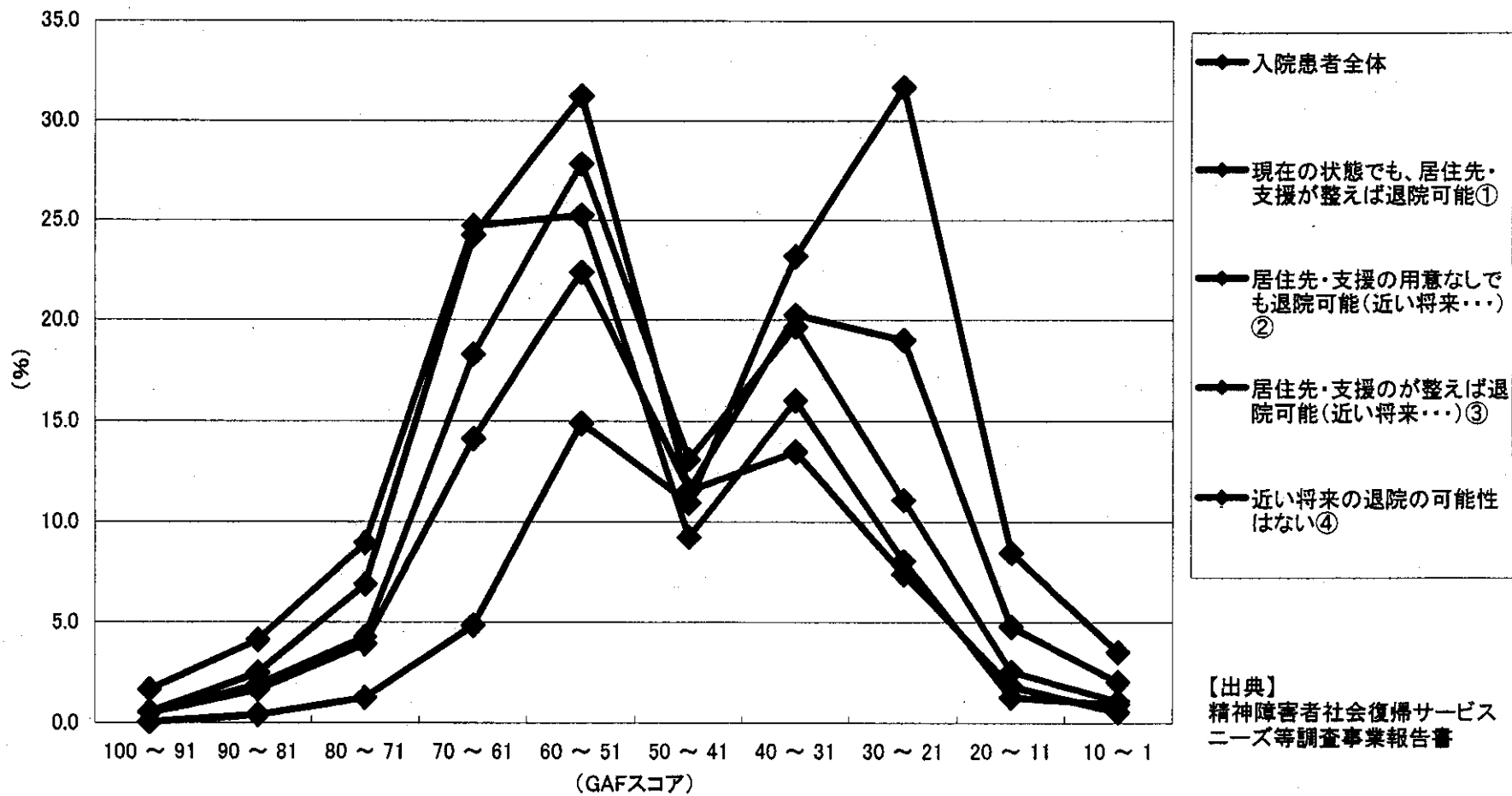


【出典】

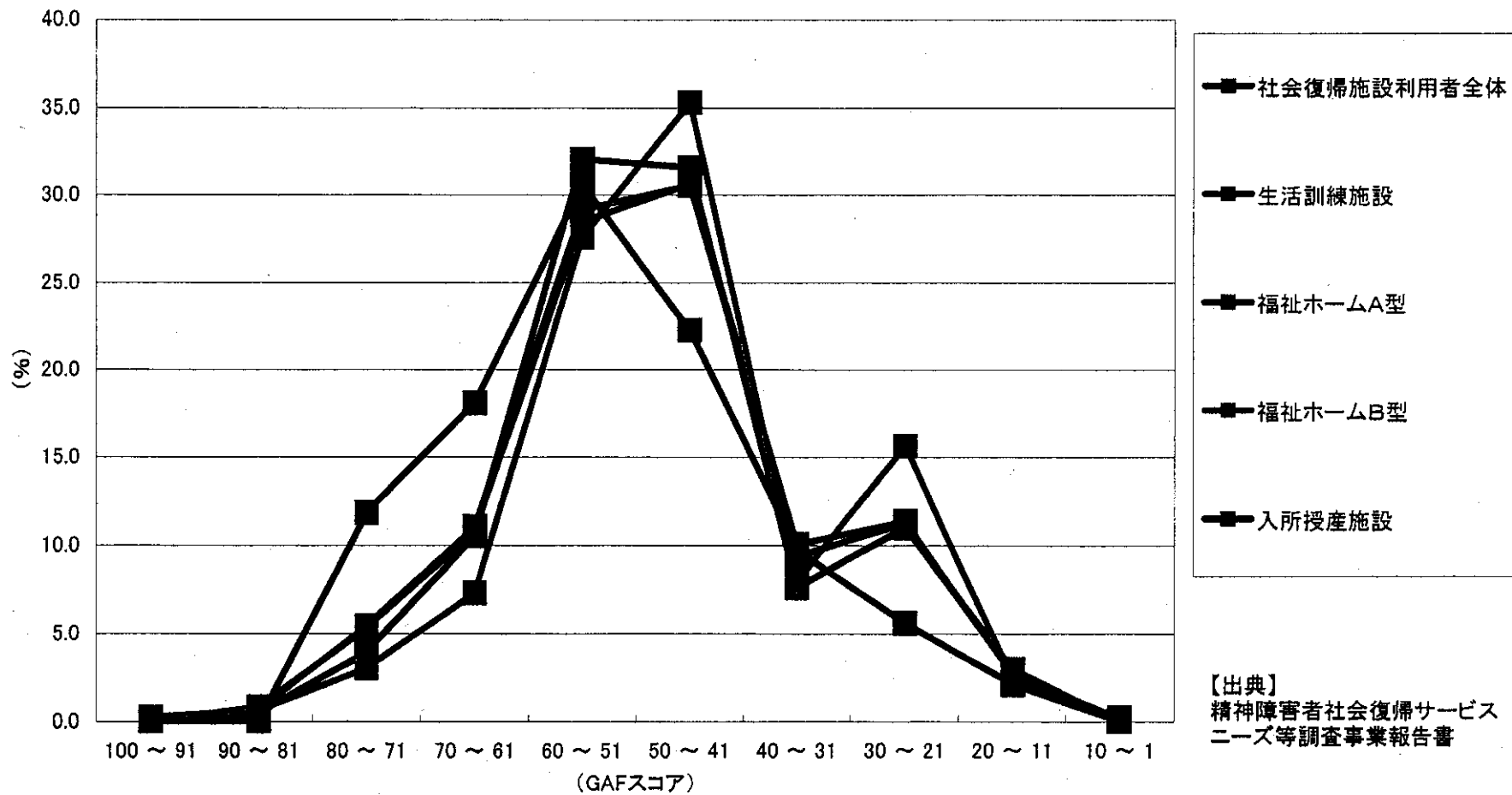
平成15年ニーズ調査

12

### GAFスコア分布(入院)



### GAFスコア分布(社会復帰施設)



【出典】  
精神障害者社会復帰サービス  
ニーズ等調査事業報告書

## GAF(機能の全体的評定)尺度

精神的健康と病気という1つの仮想的な連続体に沿って、心理的、社会的、職業的機能を考慮せよ。身体的(または環境的)制約による機能の障害を含めないこと。

コード(注:例えば、45、68、72のように、それが適切ならば、中間の値のコードを用いること)

100-91	広範囲の行動にわたって最高に機能しており、生活上の問題で手に負えないものは何もなく、その人の多数の長所があるために他の人々から求められている。症状は何もない。
90-81	症状がまったくないか、ほんの少しだけ(例:試験前の軽い不安)、すべての面でよい機能で、広範囲の活動に興味をもち参加し、社会的にはそつがなく、生活に大体満足し、日々のありふれた問題や心配以上のものはない(例:たまに、家族と口論する)。
80-71	症状があったとしても、心理的社会的ストレスに対する一過性で予期される反応である(例:家族と口論した後の集中困難)、社会的、職業的または学校の機能にごくわずかな障害以上のものはない(例:学業で一時遅れをとる)。
70-61	いくつかの軽い症状がある(例:抑うつ気分と軽い不眠)、または、社会的、職業的または学校の機能に、いくらかの困難はある(例:時にずる休みをしたり、家の金を盗んだりする)が、全般的には、機能はかなり良好であって、有意義な対人関係もかなりある。
60-51	中等度の症状(例:感情が平板的で、会話がまわりくどい、時に、恐慌発作がある)、または、社会的、職業的、または学校の機能における中等度の障害(例:友達が少ない、仲間や仕事の同僚との葛藤)。
50-41	重大な症状(例:自殺の考え、強迫的儀式がひどい、しょっちゅう万引する)、または、社会的、職業的または学校の機能において何か重大な障害(友達がいない、仕事が続かない)。
40-31	現実検討か意思伝達にいくらかの欠陥(例:会話は時々、非論理的、あいまい、または関係性がなくなる)、または、仕事や学校、家族関係、判断、思考または気分、など多くの面での粗大な欠陥(例:抑うつ的な男が友人を避け家族を無視し、仕事ができない。子どもが年下の子どもを殴り、家で反抗的で、学校では勉強ができない)。
30-21	行動は妄想や幻覚に相当影響されている。または意思伝達か判断に粗大な欠陥がある(例:時々、減裂、ひどく不適切にふるまう、自殺の考えにとらわれている)、または、ほとんどすべての面で機能することができない(例:一日中床に横たっている、仕事も家庭も友達もない)。
20-11	自己または他者を傷つける危険がかなりあるか(例:死をはっきり予期することなしに自殺企図、しばしば暴力的、躁病性興奮)、または、時には最低限の身の清潔維持ができない(例:大便を塗りたくる)、または、意思伝達に粗大な欠陥(例:ひどい減裂か無言症)。
10-1	自己または他者をひどく傷つける危険が続いている(例:何度も暴力を振るう)、または最低限の身の清潔維持が持続的に不可能、または、死をはっきり予測した重大な自殺行為。
0	情報不十分

# 包括的に地域生活を支える仕組み

⑨

